

公 表 日

令和 元年 1 1 月 1 3 日

## 随意契約結果及び契約の内容

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 業務の名称                        | 令和元年度 筑後川河川事務所管内特殊堤等検討業務  |
| 業務概要                         | 別紙のとおり  |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 筑後川河川事務所長<br>松木 洋忠<br>久留米市高野 1 丁目 2 番 1 号  |
| 契約年月日                        | 令和 元年 1 1 月 1 3 日   |
| 契約業者名                        | 特定非営利活動法人日本水フォーラム   |
| 契約業者の住所                      | 東京都中央区日本橋箱崎町 5 番 4 号アライズ第 2 ビル 6 階  |
| 契 約 金 額                      | 1 5, 7 3 0, 0 0 0 円 (税込み)   |
| 予 定 価 格                      | 1 5, 7 5 2, 0 0 0 円 (税込み)   |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり<br>(※随意契約理由書を添付すること。)  |
| 業 務 場 所                      | 筑後川河川事務所管内  |
| 業 種 区 分                      | 土木関係建設コンサルタント業務   |
| 履行期間 (自)                     | 令和 元年 1 1 月 1 4 日   |
| 履行期間 (至)                     | 令和 2 年 3 月 1 3 日  |
| 備考                           | 入札情報サービス (P P I)<br>( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a> )<br>にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。 |

## 契約理由書

1. 業務件名 令和元年度 筑後川河川事務所管内特殊堤等検討業務
2. 履行場所 筑後川河川事務所管内
3. 契約の相手方 住 所：東京都中央区日本橋箱崎町5-4 アライズ第2ビル6階  
会社名：特定非営利活動法人日本水フォーラム  
電 話：03-5645-8040
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第三号

### 5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

#### 1) 当該業務の目的

本業務は、国内外における多様な治水安全度の確保手法の事例を収集・整理し、筑後川河川事務所管内の堤防整備予定箇所（原鶴地区、船小屋地区、瀬ノ下地区）において景観や利活用等の課題を有する箇所での適用可能性について検討を行うものである。

#### 2) 業務の内容

|          |    |
|----------|----|
| ・計画立案    | 1式 |
| ・現状把握    | 1式 |
| ・国内外事例調査 | 1式 |
| ・適用可能性検討 | 1式 |
| ・対策工法の提案 | 1式 |
| ・報告書作成   | 1式 |

#### 3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を23者が入手（ダウンロード及び紙による受領）し、1者から参加表明書が提出され、1者が参加資格を有していた。

参加資格を有する参加表明書提出者のうち技術提案書の提出者として1者選定し、1者から技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の成績及び表彰、評価テーマに係る技術力を備えていると判断される。

特に評価テーマの「堤防嵩上げ困難箇所における越水対策に関する国内外事例調査を実施するうえでの留意点」に対する技術提案について、総合的に優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

筑後川河川事務所 調査課長